

# 第4編 質疑応答集

---



# 目次

## 1. 全般的事項

- (1) 法適用の意義・特徴…………… 1
- (2) 公営企業会計に移行後の一般会計等からの繰入の考え方…………… 1
- (3) 公営企業会計の適用に係る支援措置等の内容…………… 1
- (4) 公営企業会計への移行要請に係る人口基準等…………… 2

## 2. 移行事務

- (1) 移行事務の準備…………… 3
- (2) 条例・規則等の制定・改正…………… 3
- (3) 出納取扱金融機関等の指定と告示…………… 3
- (4) 各種システムの整備…………… 3
- (5) 勘定科目等の設定…………… 4
- (6) 予定開始貸借対照表の作成（固定資産台帳の整備等）…………… 4
- (7) 新予算の編成…………… 5
- (8) 打切決算…………… 6
- (9) 総務省への報告…………… 7
- (10) 法適用初年度の決算…………… 7
- (11) その他…………… 7

## 3. 事業別事項

- (1) 下水道事業…………… 8
- (2) 簡易水道事業…………… 8

## 4. 公営企業会計

- (1) 長期前受金…………… 8
- (2) 引当金…………… 9
- (3) 減損会計…………… 9
- (4) リース取引…………… 9
- (5) 基金…………… 10
- (6) キャッシュ・フロー計算書…………… 10

## 5. その他事項

- (1) 先行して法適用を行った団体との関係…………… 10
- (2) 統一的な基準（地方公会計）との関係…………… 10
- (3) 経営戦略策定との関係…………… 10
- (4) 財政健全化法との関係…………… 11



# 1. 全般的事項

## (1) 法適用の意義・特徴

日付	番号	質問	回答
H31.3.29	1	法適用の意義を教えてください。	<p>① 基本的意義            公営企業会計導入の基本的意義は、発生主義に基づく複式簿記による会計処理を行うことにより、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握することで、次のような効果が得られ、公営企業に求められる経済性の発揮が可能となることにあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来の収支見通し等を的確に行うことが可能となり、中長期的視点に基づき、適切に経営方針を決定することができる。</li> <li>○ 他の類似の公営企業や民間企業との経営状況の比較を通じ、経営成績や財政状態をより正確に評価・判断することができる。</li> <li>○ 比較可能で財務状況を把握しやすい会計の採用、決算の早期化など情報開示の充実がなされ、住民や議会によるガバナンスの向上が期待される。</li> </ul> <p>② 今日の意義            公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増しています。</p> <p>こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、資産及びコストを含む全体の経営状況を的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことが求められています。</p> <p>特に、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定は、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取組ですが、これらの取組を進めるためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須となります。また、広域化、民間活用等の抜本的な改革の推進に当たっても、公営企業会計に基づく財務情報を関係者間で共有することが有効です。</p>
H27.1.27	2	公営企業会計の特徴を教えてください。	<p>公営企業会計においては、ストック情報や損益情報などの経営情報を的確に把握するために、発生主義・複式簿記に基づく予算・決算制度が採用され、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等の財務諸表を作成します。</p>

## (2) 公営企業会計に移行後の一般会計等からの繰入の考え方

日付	番号	質問	回答
H29.3.17	1	公営企業会計に移行すると一般会計等からの繰入の考え方は変わりますか。	<p>公営企業の経費のうち、①経費の性質上企業に負担させることが適当でない経費、②企業の性質上企業に負担させることが困難な経費、③災害復旧に係る経費などについては一般会計等において負担すべきものとされています(地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条)。</p> <p>この考え方は公営企業会計を適用した場合であっても同様であり、公営企業会計への移行の前後で一般会計等からの繰入れの考え方が変わるものではありません(地方公営企業法第17条の2第1項、第17条の3)。</p>

## (3) 公営企業会計の適用に係る支援措置等の内容

日付	番号	質問	回答
H31.3.29	1	公営企業会計の適用に係る地方財政措置の内容を教えてください。	<p>「公営企業会計の適用の更なる推進について」(平成31年1月25日付け総財公第9号総務大臣通知)等において、新たに公営企業会計の適用を要請することを踏まえ、公営企業会計適用の取組や当該取組に対する支援に要する経費等について、地方財政措置の拡充・新設を行っています(別紙1)。</p>
R2.4.1 (更新)	2	公営企業会計適用債の対象経費に法適用事務に従事した職員の人件費を含めることは可能でしょうか。	<p>地方公営企業法の財務規定等の適用には、多くの事務作業や専門的な知識が必要となるところであり、公営企業会計適用債の取扱いにおいては、資産台帳作成等の作業など、「公営企業会計の適用に直接必要」として採用された職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)に基づき採用された職員、会計年度任用職員及び再任用職員)に対する給与及び費用弁償等のほか、外部専門家の招へいに要する経費(公営企業経営支援人材ネット事業の利用に要する経費を含む。)についても起債対象経費に含むこととしています。</p> <p>なお、自団体・他団体を問わず、上記の職員を除く職員の給与については、起債対象経費に含めないこととしています。</p>

日付	番号	質問	回答
H29.3.17	3	公営企業会計の適用に要する経費を起債した場合、地方財政法上の資金不足額に含まれますか。	準建設改良費に該当し、地方財政法上の資金不足額には含まれません(地方財政法施行令(昭和27年政令第403号)第15条及び第16条、地方債に関する省令附則第8条)。
H31.3.29	4	財政的支援措置の他、法適用に係る支援措置にはどのようなものがありますか。	各団体が移行事務に取り組む際の参考資料として、更なる活用がなされるよう本マニュアルを改訂しました。 また、公営企業会計への移行に取り組んだ団体の事例をまとめた「地方公営企業法の適用に関する先行事例集」を作成し、公表しています。 さらに、各種取組を行う市町村等を支援する①「公営企業経営アドバイザー派遣事業」(以下「経営アドバイザー」という。 )と、②「公営企業経営支援人材ネット事業」(以下「人材ネット」という。 )といった人的支援策があります。 ①経営アドバイザーは、公営企業の経営改革に取り組む団体に対し、総務省が委嘱した公認会計士等のアドバイザーが助言等を行う事業です(平成7年度より事業開始)。平成31年度は、新たに、人口3万人未満の団体において、地方公営企業法の適用に関するモデル事業を創設することとしています。 ②人材ネットは、地方公営企業法の適用、経営戦略の策定などの経営面における改革や技術ノウハウの継承などに取り組もうとする地方公共団体が、専門人材(総務省が情報を取りまとめリストを公表)を直接招へいし、指導・助言を受ける事業です(平成28年度より事業開始)。 両事業については、総務省HPに事業概要やアドバイザーの情報等を公開していますのでご参照ください。 (参考: <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html</a> ) その他、総務省では関係機関と連携し、地方公共団体に対し、研修を行うなど、継続的に情報提供等を行っています。
H31.3.29	5	公営企業会計の適用に要する経費は建設改良費ではないため、固定資産の取得には当たりませんが、これに準ずるものとして取り扱われる経費であり(準建設改良費)、この経費に対して起こした企業債(公営企業会計適用債)の元金償還金に対する繰入金を資本的収入として長期前受金に計上しても、対応する減価償却費がないため収益化できませんが、どのように会計処理すべきでしょうか。	公営企業会計適用債の元金償還金に対する繰入金は、繰入を受けた年度に、全額を収益的収入の「営業外収益」として収入します(現金収入を伴う収益)。 ただし、償還年限が短いなど各年度の繰入金額が多額になり、経常損益計算に含めることが期間比較を損ない、期間損益を歪めるものであれば「特別利益」として計上することも考えられます。

#### (4) 公営企業会計への移行要請に係る人口基準等

日付	番号	質問	回答
H31.3.29	1	「公営企業会計の適用の更なる推進について」(平成31年1月25日付け総財第9号総務大臣通知)等により、平成27年度から平成31年度までの5年間で、都道府県及び人口3万人以上の市区町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)については、公共下水道(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。)、流域下水道、簡易水道事業の公営企業会計への移行が要請されていますが、人口3万人以上か否かはいつの時点を基準に判断すればよいでしょうか。	平成22年国勢調査人口を基準として、人口3万人以上の市区町村(構成市町村の人口合計が3万人以上の一部事務組合及び広域連合を含む。)が対象となります。

## 2. 移行事務

### (1) 移行事務の準備

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	準備作業の留意点を教えてください。	法適用に当たっては、固定資産台帳の整備、システム整備等、様々な事務が必要となるため、最初に必要な事務等を洗い出すなど全体像を把握しておくかないと、作業の優先順位等がわからず、スケジュールどおりに移行することが難しくなる場合があります。また、過去の資料の整理等は特に膨大な時間を要することから、早めの段階から資料収集等を行っておくことが必要です。 (参考:「第1編 地方公営企業法適用の手引」第2章)
H29.3.17	2	法適用後の半年程度で必要な事務作業の項目と工程を教えてください。	主たる事務作業の項目と工程は以下のとおりです。 ・税務署への届け出(特別会計の廃止届、公営企業会計の課税事業者届):法適用後速やかに ・総務省への報告(法適用状況の異動報告):法適用後速やかに ・事務の引継ぎ(長、会計管理者及び管理者相互間):法適用の日から10日以内 ・打切決算:出納閉鎖日(法適用日の前日)後、3か月以内に長に提出 ・開始貸借対照表:打切決算の議会認定時に確定 ・特例的収支予算の補正:補正の必要が生じた場合はその都度(打切決算の議会認定時には、通常必要になると考えられます。)
H31.3.29	3	水道事業(法定事業)と簡易水道事業(非適用事業)、公共下水道事業(法適用済み事業)と農業集落排水事業(非適用事業)のように、既に法適用済みの事業の類似の事業の法適用を行った場合、法適用済み事業と切り離して運営する場合の、注意点を教えてください。	公営企業会計への移行によって、複式簿記・発生主義が導入され、フルコストが把握可能となり、より精緻なコスト構造分析が可能になると考えられますが、法適用済み事業との事業統合と比較した場合、各事業は独立した会計となります。予算書・決算書は各会計で作成することになること、それぞれが消費税等の納税義務者になること、法適用済み事業から新たに法適用を予定している事業への資金移動が安易にできなくなること等の留意点も踏まえて、団体にて適切に判断ください。

### (2) 条例・規則等の制定・改正

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	上下水道部一体の場合でも、条例・規則等はそれぞれ制定する必要がありますか。	一方の事業のみに関する事項であれば、個別に条例・規則等を制定することとなりますが、共通する事項であればそれぞれに条例・規則等を制定する必要はありません。

### (3) 出納取扱金融機関等の指定と告示

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	地方自治法(昭和22年法律第67号)の指定金融機関から担保の提供を受けていることをもって、出納(収納)取扱金融機関から担保の提供を受けないことは可能ですか。	公営企業の出納(収納)取扱金融機関は、地方自治法の指定金融機関とは法律の根拠を異にする別個のものであるため、指定金融機関と同じ金融機関を指定した場合でも、担保の提供を別に受ける必要があります。ただし、既に指定金融機関から提供させている担保を分割させることは可能です。
H31.3.29	2	法適用に伴い、地方自治法の指定金融機関と同様の金融機関を出納(収納)取扱金融機関に指定することになりましたが、既に指定金融機関として開設している口座を共用することは可能ですか。	公営企業会計は、一般行政からその収益、費用を分離し、独立採算による企業性の発揮を図る一方、企業会計方式により経営成績を明らかにすること等が求められます。このため、地方公営企業の会計は、地方公共団体の一般会計と区分するばかりでなく、各事業ごとに独立の特別会計を設けて処理することとしています(法第17条)。この趣旨から、新規で口座を開設し、管理することが適当です。

### (4) 各種システムの整備

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	上水道事業等で既に利用している会計システム等を活用することのメリットを教えてください。	科目設定等の一部変更のみで対応できるため、導入費用等の削減が可能となります。また、運用後においても既にシステムを熟知した上水道事業等の職員がいるため、スムーズに企業会計による事務を行うことができます。
H29.3.17	2	公営企業会計に移行後、セグメント情報の開示を予定する場合、公営企業会計に対応した財務会計システムの構築に当たり考慮しておく点を教えてください。	公営企業会計に対応した財務会計システムの構築においては、一般に以下の事項を考慮し、決算作業において各セグメントの財務情報を適切に集計・配賦する体制を整備することが望まれます。 ・セグメントに対する直接費にはセグメントを認識するコード等を会計処理時点で登録する機能を設け、決算時に自動集計できるようにしておく。 ・間接費については、同様に間接費のコードを付すとともに、各セグメントに間接費を配賦する合理的な配賦基準を予め検討し、定めておく。

(5) 勘定科目等の設定

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	4条予算の科目の例はありますか。	4条予算の科目に関しては、規則や通知等で例を定めていません。既に法適用を行っている団体の事例等を参考としつつ、各団体の法適用前の予算科目などを踏まえながら適切に科目設定を行ってください。
H31.3.29	2	集落排水事業、浄化槽事業における勘定科目の例はありますか。	「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について(通知)」(平成24年10月19日付け総財公第99号総務省自治財政局公営企業課長通知)の、公共下水道事業の勘定科目例や既に法適用を行っている団体の事例等を参考にして、適切に科目設定を行ってください。

(6) 予定開始貸借対照表の作成(固定資産台帳の整備等)

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	予定開始貸借対照表の作成に着手するために、事前に処理しておくべき移行事務を教えてください。	予定開始貸借対照表の作成の作業に入るまでには、過去に作成された決算資料等から固定資産台帳を整備しておく必要があります。 また、事務を効率的に進めていくため、公営企業会計に対応した財務会計システムについても予定開始貸借対照表の作成までには運用可能な状態にしておく必要があります。 (参考:「第1編 地方公営企業法適用の手引」第3章1、2)
H27.1.27	2	固定資産台帳の整備に当たっての留意点を教えてください。	固定資産台帳の整備については、法適用の移行事務の中で最も手間のかかる作業です。 過去に作成された決算書や工事台帳、補助金関係資料等の資料の保存状態により事務量が大きく変わるため、固定資産台帳整備の作業の流れ、資料の保存状態を適切に把握し、十分余裕を持って進めていくことが重要となります。 なお、固定資産台帳として整理した情報は、予定開始貸借対照表を作成するために必須であるため、予定開始貸借対照表の作成作業を開始するまでには、台帳の整備が完了できるよう留意が必要です。 (参考:「第1編 地方公営企業法適用の手引」第3章1)
H27.1.27	3	保有資産の法適用時における帳簿原価(取得価額)の算定方法を教えてください。	○非償却資産 法適用時の帳簿原価(取得価額) = 取得時の帳簿原価(取得価額)  ○償却資産 法適用時の帳簿原価(取得価額) = 取得時の帳簿原価(取得価額) - 減価償却累計相当額 (例) 取得年月 平成27年3月 取得時の帳簿原価(取得価額) 1,000千円 耐用年数 10年 法適用年月 平成32年4月  $1,000 \text{千円} \times 0.9 \times 0.100 \times 5 = 450 \text{千円}$ ← 減価償却累計相当額 取得時の帳簿原価 残存価額を除く 償却率 経過年数 (取得価額)  $1,000 \text{千円} - 450 \text{千円} = 550 \text{千円}$ ← 法適用時の帳簿原価(取得価額) 取得時の帳簿原価 減価償却 累計相当額 (取得価額) (取得価額)  (参考:「第1編 地方公営企業法適用の手引」第3章1(8))
H29.3.17	4	法適用時の帳簿原価が少額な償却資産を簿外資産として取扱うことは可能でしょうか。	差し支えありませんが、会計規程等の固定資産の計上基準と整合した判断基準を設定し、少額の判断をすることが適当です。 なお、この場合、現有する固定資産の老朽化の状況等を容易に把握し、合理的な維持・管理、更新を行うための参考情報として、固定資産台帳に取得時の帳簿原価(取得価額)や減価償却累計相当額等を記載することは有効です。
H29.3.17	5	法適用時に遊休となっている固定資産の法適用時の帳簿原価の算定方法を教えてください。	地方公営企業資産再評価規則(昭和27年総理府令第74号)第9条第7号の定めを準用し、法適用日における譲渡価額を基準に評価することが考えられます。
H27.1.27	6	補助金等で取得した償却資産がある場合、補助金等に相当する金額は予定開始貸借対照表においてどのように表示すべきでしょうか。	「長期前受金」として表示することとなります。

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	7	補助金等で取得した償却資産の予定開始貸借対照表における長期前受金の算定方法を教えてください。	<p>(例) 取得年月 平成 27 年 3 月  取得時の帳簿原価(取得価額) 3,000千円  国庫補助金額 1,000千円  耐用年数 10年  法適用年月 平成 32 年 4 月</p> $1,000千円 \times 0.9 \times 0.100 \times 5 = 450千円 \leftarrow \text{長期前受金収益化累計相当額}$ <p>補助金額 残存価値 償却率 経過年数 を除く</p> $1,000千円 - 450千円 = 550千円 \leftarrow \text{法適用時の長期前受金の額}$ <p>補助金額 長期前受金収益化 累計額相当額</p>
H29.3.17	8	法適用前に建設改良費に充てた地方債に係る元金償還金に対し一般会計等から繰入金を受けている場合、当該繰入金の取扱いを教えてください。また、当該繰入金について、開始貸借対照表に長期前受金として計上する必要がありますか。	<p>法適用前の建設改良費に充てた地方債に係る元金償還金に対し一般会計等からの繰入金は、「地方公営企業会計基準見直しQ&amp;A」番号2-11の別紙4の取扱いが法適用前に行われたものとして処理することが考えられます。そして、法適用時に長期前受金の残高がある場合には、開始貸借対照表に計上し、減価償却に伴い収益化することが必要です。</p> <p>(参考:「第1編 地方公営企業法適用の手引」第1章5(1))</p>
H27.1.27	9	法適用時に建設中の施設(現在建設中であり法適用時まで完成しなかった施設)についてはどのように予定開始貸借対照表へ計上すべきでしょうか。	<p>予定開始貸借対照表における資産の部中、当該施設については建設仮勘定(一部稼働中の資産がある場合には、その部分については本勘定)として計上します。</p>
H31.3.29	10	法適用開始時の固定資産台帳を整備する際に、消費税等の税抜処理を行います。財源の税抜処理方法を教えてください。	<p>長期前受金に計上されない財源(自己財源等)で調整することが考えられます。</p> <p>(参考:「第1編 地方公営企業法適用の手引」第3章1(8))</p>
H27.1.27	11	予定開始貸借対照表を作成する際、資産の額よりも負債の額が多い場合、繰越欠損金として表示してよいですか。	<p>お見込みのとおりです。</p>
H27.1.27	12	予定開始貸借対照表についても議会に説明する必要がありますか。	<p>予定開始貸借対照表は、地方公営企業法上、議会に提出しなければならないものではありませんが、議会に参考資料として提出し、説明することが適当です。</p>
H31.3.29	13	国庫補助金等については、現金の交付がなくとも補助指令(補助金等適正化法第15条の規定による額の確定通知)がなされたときをもって未収金に計上することができることとされていますが、法適用の前年度の国庫補助金等について法適用日の時点で補助指令がなされている場合は、特例的収入として予算に計上するとともに、開始貸借対照表に未収金として計上することができますか。また、交付決定から補助指令が年度を超えた場合はどうですか。	<p>前段、お見込みのとおりです。</p> <p>後段は、交付決定通知はあくまで内示額が示されただけにすぎず額の確定ができないことから、翌年度の予算に計上すべきとされており、法適用においても、開始貸借対照表に未収金として計上することなく、収益的収入(収益的支出に対する国庫補助金等の場合)または資本的収入(資本的支出に対する国庫補助金等の場合)の予算に計上します。</p>
H31.3.29	14	法適用日より前の年度に発生した債権に係る未収金を開始貸借対照表に計上する場合、破産更生債権等のうち一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものについては、「投資その他の資産」に区分して計上する必要がありますか。	<p>お見込みのとおりです。</p>

### (7) 新予算の編成

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	特例的収入・支出が生じる年度(打切年度か、法適用初年度か)を教えてください。	<p>未収金又は未払金となったものは、発生主義による予算経理では既に執行済として法適用後の予算には計上されず、一方、現金主義による官公庁会計方式では未執行であって、決算上も執行済として記載されないため、法適用初年度の予算に特例的収入・支出として別条を設けて処理を行います。</p> <p>(参考:「第1編 地方公営企業法適用の手引」第3章3(4))</p>
H31.3.29	2	公営企業会計への移行のために打切決算を行った場合、特例的収入の未収金が特定の支出の未払金を上回る額を引継金と考え、資本的支出に充てることは可能でしょうか。	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>なお、財源の名称は、「引継未収金」とすることが適当です。</p> <p>(参考:「第1編 地方公営企業法適用の手引」第3章3(7))</p>

日付	番号	質問	回答
H31.3.29	3	法適用時に建設中の施設(現在建設中であり法適用時まで完成しなかった施設)の予算措置について教えてください。	法適用日の前日の属する会計年度の予算において、当該施設につき地方自治法の規定による繰越明許費及び事故繰越として翌年度に繰り越すこととしている場合には、法の適用日の属する事業年度に限り使用することができます(地方公営企業法施行令第4条第5項)。また、従前継続費又は債務負担行為を設定していた場合には、その効果は法適用後もそのまま引き継がれることとなり、この場合、法適用年度以降の4条予算に計上します。特例的収入・支出がある場合には、予算第4条の2として別途掲げることとなります。 なお、法適用日の前に当該施設の取得につき議決を得ている場合は、法適用日の属する年度に限り当該議決に基づき取得できます(地方公営企業法施行令第4条第6項)。
H27.1.27	4	法適用時における前年度剰余金についても予算に計上する必要がありますか。	引継現金として4条予算本文かつこ書の補填財源に使用する場合を除いては予算に計上する必要はありません。
H29.3.17	5	「地方公営企業会計基準見直しQ&A」番号3-12では、「新規に法適用を行う公営企業が引当金を計上する場合は、開始貸借対照表に計上することはできず、法適用事業年度の損益計算書に引当金繰入額を計上した上で、法適用事業年度末の貸借対照表に計上すべきである。」とされていますが、法適用前の勤務期間に関して発生した退職給付引当金について、法適用年度から分割計上することは可能でしょうか。	法適用前の企業職員の勤務期間に関して発生した退職給付引当金については、法適用日に一括して特別損失に計上することが考えられますが、法適用後の公営企業の財政状態及び経営成績等を勘案し、その事業の運営上必要と考えられる場合には、地方公営企業会計基準の見直し時の取扱いと同様に、法適用年度以降15事業年度を限度として、法適用日における全企業職員の平均残余勤務期間内の一定の事業年度数で均等して分割して計上することは差し支えありません。 また、当該退職給付引当金を分割計上する場合、費用処理期間が5年以内であり、かつ、費用処理額に金額的重要性がある場合に限り、特別損失として計上することも差し支えありません。 なお、当該退職給付引当金を分割計上した場合は、その重要性に応じて、会計に関する書類の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上方法」において、その旨を注記することが必要です。
H29.3.17	6	上水道事業と簡易水道事業(法非適用)の統合を予定していますが、統合初年度において簡易水道事業に係る賞与引当金等の計上がないため、初年度6月に支給する期末勤勉手当のうち前年度分(前年12月～3月の4か月分)の取扱いを教えてください。	「地方公営企業会計基準見直しQ&A」番号3-9の取扱いに倣い、特別損失として計上することが考えられます。
H31.3.29	7	令第4条第5項の規定により、法適用日の前日の属する会計年度の予算において、地方自治法の規定による繰越明許費及び事故繰越として翌年度(法適用初年度)に繰り越して使用することとしたものは、議会への報告をどのように取り扱うべきでしょうか。	法適用年度以降の予算の繰越しに係る報告は、法第26条第3項及び令第19条の規定に基づき行いますが、この場合の繰越しは、地方自治法の規定によるため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、地方公共団体の長が5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告を行うこととなります。
H31.3.29	8	官庁会計では当該年度に支払う消費税額について予算化し、公営企業会計では当該年度に発生した消費税額について予算化することになります。このとき、法適用の前年度の消費税額のうち、法適用年度になってから納付する中間申告納付及び確定申告納付の予算経理は、法適用の前年度の予算とした上で特例的収支予算とするのでしょうか、法適用年度の予算とするのでしょうか。	法適用開始時点で認識すべき資産・負債はこれまで予算化されてきたもの(議会に認識されてきたもの)に限られますが(「地方公営企業会計基準見直しQ&A」番号3-12)、法適用後に払う納税額は法適用の前年度までに予算化されていないため、法適用年度の収益的収支予算(特別損失)に計上します(別紙2)。

#### (8) 打切決算

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	打切決算の確定までは開始貸借対照表として確定しないと考えるとよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
H27.1.27	2	打切決算において、収支差し引きが赤字であった場合の処理方法を教えてください。	打切決算時に歳入が歳出に不足する場合は、繰上充用を行うことなく、「歳入歳出差引不足額〇〇円」として打切決算に計上します(地方公営企業法施行令第4条第1項ただし書)。
H27.1.27	3	打切決算を円滑に進めるための留意点を教えてください。	打切決算により出納整理期間がないことから、収入・支出をできる限り法適用の日までに処理できるようにするとともに、赤字決算にならないようにするため、補助金、企業債、繰入金等の受入れや工事等の執行管理を適切に行う必要があります。

日付	番号	質問	回答
H29.3.17	4	打切決算時に一般会計からの繰入金等について入金時期の早期化等の対応を行っても赤字決算となる場合の留意点を教えてください。	一時借入金等による資金手当が必要になると考えられます。 なお、一時借入金については、その償還することができない金額を限度として借り換えることができるものであり(地方公営企業法施行令第4条第2項及び地方公営企業法第29条第2項ただし書)、この借り換えた一時借入金は、開始貸借対照表上の一時借入金として整理し、法適用の日の属する事業年度内に借入金以外の収入をもって償還しなければなりません(地方公営企業法施行令第4条第3項)。

### (9) 総務省への報告

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	法適用を行った旨の総務大臣に対する報告はいつまでに行う必要がありますか。	特に期限は定められていませんが、地方公営企業法施行令第28条第2項において、法の規定の適用を受けた場合においては遅滞なく、その旨を総務大臣に報告しなければならないとされており、法適用後速やかに報告を行う必要があります。

### (10) 法適用初年度の決算

日付	番号	質問	回答
H31.3.29	1	法適用初年度において、当年度利益剰余金を減債積立金に予定処分し、法適用初年度の資本的収支の資金不足に係る補填財源とした場合、法適用初年度の剰余金計算書には減債積立金の増減を記載せず、剰余金処分計算書において予定処分の額として議決を受けた範囲内の額を確定した処分額として記載することによってよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、確定した処分額は、法適用初年度の剰余金処分計算書において減債積立金に積み立てを行うとともに、次年度の剰余金計算書において当該処分額を「前年度処分額」に、前年度に処分した減債積立金の取崩しを「当年度変動額」に表示します。

### (11) その他

日付	番号	質問	回答
H29.3.17	1	2つの任意適用事業を1つの特別会計で行っていますが、法適用に当たり、従前どおり当該2事業を一つの特別会計とすることは可能でしょうか。	任意適用事業については、団体が複数事業を経営する場合、それらを一つの事業として一体的に経営する場合においては、同一の特別会計とすることが可能です。 なお、これらの事業を一つの特別会計で実施する場合には、予算決算上、区分経理すべきです。
H29.3.17	2	一部事務組合が法の全部を適用し企業団となる場合、地方公営企業法第39条の2は、企業団に企業長を置くこととしていますが、企業団を構成する団体の長が当該企業団の企業長となることは可能でしょうか。	普通地方公共団体における管理者の場合、地方公営企業法第7条の2により、地方公共団体の長と管理者との兼職が禁止されていますが、企業団においては、地方公営企業法第7条の2第3項の規定は適用されず、地方自治法第92条第2項、第141条及び第196条第2項並びに第287条第2項の規定が適用されます。したがって、構成団体の長が企業長となることは可能です。
H29.3.17	3	一部事務組合が法の全部を適用し企業団となる場合、組合の名称は現在の「組合」から「企業団」に必ず変更しなければなりませんか。	企業団の名称は規約で定めなければなりません。その名称は「〇〇(構成団体又は地域を表す名称)〇〇(共同処理する事業名)企業団」と定めることが適当です。
H31.3.29	4	一部事務組合が法の全部を適用し企業団を設置する場合の長の名称は、企業長(法第39条の2第1項)ですが、広域連合が法の全部を適用し広域連合企業団を設置する場合の長の名称はどうなりますか。	広域連合企業長と称することが適当です。
H31.3.29	5	全部適用の場合において、当該公営企業の事務を一般会計部門の職員に行わせることはできませんが、企業職員と一般会計部門の職員を併任することは可能でしょうか。	併任することは可能です。 なお、この場合、当該職員に対しては、地方公務員法若しくは地方公営企業法又はその双方の規定に基づく給与をそれぞれ支給することになりますが、重複支給とならないよう留意する必要があります。また、費用支出の母体は、企業会計と一般会計の協議で決めることが適当です。

日付	番号	質問	回答
H31.3.29	6	下水道使用料の徴収事務を同地方公共団体の水道事業管理者に委任することはできますか。	<p>(法の規定の全部適用する下水道事業の場合)            法第13条の2の規定に基づき、管理者は下水道使用料の徴収事務を水道事業管理者に委任することが可能です。なお、この場合、委任することができる事務の範囲は、管理者の権限に属する事務の一部に限られますが、管理者の固有の権限に属する事務又は管理者が自ら執行することを明らかに予定している事務を委任することは適当ではありません。</p> <p>(法の規定の一部を適用する下水道事業の場合)            下水道使用料の徴収事務は地方公共団体の長の権限に属しますが、この場合、地方自治法第153条第1項の規定により、長の補助職員(水道事業管理者)に委任することが可能です。なお、この場合においても、長の固有の権限に属する又は自ら執行することが明らかに予定している事務を委任することは適当ではありません。</p>

### 3. 事業別事項

#### (1) 下水道事業

日付	番号	質問	回答
H29.3.17	1	公共下水道事業とともに、集落排水事業や浄化槽事業についても公営企業会計の適用を行い、その適用に要する経費に公営企業会計適用債を充当する場合には、交付税措置はどのように行われるのですか。	公共下水道事業とともに、集落排水事業や浄化槽事業についても公営企業会計の適用を行う場合、公営企業会計の適用に直接必要な経費について公営企業債(公営企業会計適用債、充当率100%)の発行が可能です。交付税措置については、公営企業会計適用債を充当する場合、その元利償還金に対し、建設改良費に係る下水道事業債に準じた普通交付税措置を講じることとしています。

#### (2) 簡易水道事業

日付	番号	質問	回答
H31.3.29	1	現在進められている簡易水道事業の統合と公営企業会計への移行との関係を教えてください。	<p>現在、簡易水道事業については、経営の効率化・健全化を図る観点から厚生労働省に提出した計画に基づいて平成28年度までに、上水道事業への統合等が推進されています(自然災害等により平成28年度までの統合が困難な場合には、統合の期限を平成31年度まで延長)。</p> <p>上水道事業への統合及び簡易水道事業同士が統合して上水道事業となる場合には、当然に地方公営企業法が適用されることとなります。一方、簡易水道事業同士の統合の結果、引き続き簡易水道事業となる場合や統合を実施しない簡易水道事業については、人口3万人以上の団体では集中取組期間内に、また、人口3万人未満の団体では拡大集中取組期間内に公営企業会計に移行するよう要請しているところです。</p>

### 4. 公営企業会計

#### (1) 長期前受金

日付	番号	質問	回答
H31.3.29	1	直接法で減価償却を行う無形固定資産に対して補助金等の財源が充てられている場合、長期前受金の収益化についても直接法で行うべきでしょうか。	<p>固定資産の減価償却累計額の表示方法に関わらず、長期前受金収益化累計額の表示については、地方公営企業法施行規則第34条により長期前受金収益化累計額の項目をもって表示するか(間接控除方式)、長期前受金から直接控除して表示するか(直接控除方式)を選択することになります。したがって、無形固定資産に係る長期前受金収益化累計額のみを直接控除方式とし、有形固定資産に係る長期前受金収益化累計額を間接控除方式とすることは適切ではありません。</p> <p>なお、長期前受金収益化累計額を間接控除方式で計上している場合であって、補助金等により取得した無形固定資産が償却完了している場合であっても、当該無形固定資産自体を除却していないのであれば、除却するまでは長期前受金及び長期前受金収益化累計額を貸借対照表に計上することになります。</p>

日付	番号	質問	回答
H31.3.29	2	固定資産台帳の整備において、償却資産に充当された国庫補助金等を返還した場合、開始貸借対照表の長期前受金計上額は、どのように評価すべきでしょうか。また、法適用後に返還した場合の会計処理はどのようにすべきでしょうか。	<p>(前段) 法適用の移行事務として行う固定資産台帳の整備において、償却資産の取得後に当該資産に充当された国庫補助金等が返還されたことが判明した場合、返還後残高が当該資産取得時から充当されているものとして整理します。</p> <p>(後段) 法適用後に返還した場合は、返還した国庫補助金等の額を長期前受金から減額するとともに収益化済額を収益化累計額から減額し、差額は過年度損益修正として処理します。</p> <p>○例:補助金等100(収益化済額60)のうち、50を返還した場合 (予算経理) 補助金返還金(4条支出) 50 過年度損益修正損(3条支出) 30 (会計処理) 長期前受金 50 / 現金預金 50 過年度損益修正損 30 / 長期前受金収益化累計額 30</p>

## (2) 引当金

日付	番号	質問	回答
H31.3.29	1	4月1日に人事異動により給与等が異なる職員が配置になったとき、賞与引当金の額は異動前の職員を基準に計算すべきでしょうか。異動後の職員を基準に計算すべきでしょうか。なお、6月分の期末・勤労手当は支給日時点で所属している職員の全額を支払います。	<p>人事異動後の職員に対して6月の期末・勤労手当が支給される場合、原則として支給対象である4月1日の職員を基準に算定します。</p> <p>なお、3月31日時点の職員により算定した場合と、4月1日時点の職員により算定した場合との差額が重要でない場合、3月31日の職員を基準に算定して差し支えありません。</p>

## (3) 減損会計

日付	番号	質問	回答
H31.3.29	1	減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積られる将来キャッシュ・フローを見積る期間は、地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針において固定資産の経済的残存使用年数又は固定資産グループの中の主要な償却資産の経済的使用年数とされていますが、賃貸用資産である土地の将来キャッシュ・フローを見積る場合、見積期間を20年以上とすることは可能ですか。	<p>減損損失の認識の判定において将来キャッシュ・フローを見積る場合、賃貸用土地が単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の単位であるとき、または、賃貸用土地が固定資産グループの主要な資産であるとき、見積期間を20年以上とすることは可能です。</p> <p>ただし、無制限に将来キャッシュ・フローの見積りが可能ということではなく、賃貸が続く限りにおいて可能である点に留意が必要です。</p>

## (4) リース取引

日付	番号	質問	回答
H31.3.29	1	<p>予算計上時には所有権移転外ファイナンス・リース取引として予算措置したものが、入札によりオペレーティング・リース取引に該当することとなった場合、予算の組み替えが必要になりますか(なお、経済的耐用年数基準は満たすものとする)。</p> <p>(事例) ①予算要求時(積算金額ベースでリース区分を判定) 「リース料総額=1,000万円」     &gt; 見積購入価額 × 90% →所有権移転外ファイナンス・リース取引として予算計上</p> <p>②予算執行時(契約金額ベースでリース区分を判定) 「リース料総額=500万円」     &lt; 見積購入価額 × 90% →90%を大きく下回り、オペレーティング・リース取引に該当</p>	<p>経済的耐用年数基準を満たしている場合であっても、リース料総額の現在価値が見積購入価額の概ね90%を大きく下回ることが明らかな場合はファイナンス・リース取引に該当しないと判断する場合があります。その場合は、収益的支出として予算執行することから、補正予算等により対応してください。</p> <p>なお、設問の場合では、入札前は当該基準を大きく下回ることが明らかとは言えず入札後に結果的に基準を大きく下回ったにすぎないことから、経済的耐用年数基準を満たす場合は、リース取引の実態を踏まえ、慎重に判断する必要があります。</p>

(5) 基金

日付	番号	質問	回答
H31.3.29	1	施設整備基金を修繕等の収益的支出に使用する場合、基金を取崩し、収益的収入に繰入れ使用しても差し支えないですか。	基金条例において、その用途が修繕費に充てられるものと定めている場合においては、使用することができます。 なお、基金取崩収入は収益的収入ではないことから、予算においては3条予算の本文なお書きにおいて修繕費に充てるために基金を取り崩す旨を示し、決算においては決算報告書の収益的収入及び支出の表の欄外において、基金取崩収入を充てた旨を示すこととなります。

(6) キャッシュ・フロー計算書

日付	番号	質問	回答
H31.3.29	1	4条職員にかかる賞与引当金を計上する場合、(予定)キャッシュ・フロー計算書(間接法)に当該引当金の増減額をどのように表示しますか。	4条職員にかかる賞与引当金は、引当金計上時に費用計上されず引当時に資産計上されます。間接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成方法は、当期純利益に非現金収支損益項目と業務活動による資産・負債の増減を調整しますが、4条職員にかかる賞与引当金は、その支出時に投資活動によるキャッシュ・フローに計上されるため、引当金計上時には業務活動によるキャッシュ・フローの区分において調整は不要であり、3条職員にかかる賞与引当金の増減のみ調整することとなります。

5. その他事項

(1) 先行して法適用を行った団体との関係

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	先行して法適用を行っている団体についても、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」の固定資産台帳の整備に関する考え方の内容を踏まえた見直しが必要ですか。	公営企業会計に移行し、固定資産情報を固定資産台帳として整備するに当たっては、貸借対照表・損益計算書の作成を適正に行うことができることを基本として、施設の老朽化等の現状など資産の状況を合理的な水準で把握することが必要です。 先行して法適用を行った団体が整備している固定資産台帳が、このような観点から十分な精度を有しているものであると考えられる場合には特段の対応の必要はありません。一方で、十分な精度を有していないものであると考えられる場合には、固定資産台帳等のより一層の充実・精度向上等に取り組み、公営企業の経済性の更なる向上に努めることが期待されます。

(2) 統一的な基準(地方公会計)との関係

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	公営企業会計の適用に向けた作業に着手しているものの、平成29年度までに公営企業会計への移行が間に合わない場合には、統一的な基準(地方公会計)による財務書類等を作成することが必要ですか。	地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準(地方公会計)による財務書類等(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等)を作成するよう要請しています。 また、地方公会計においては、公営企業や第三セクター等を含めた連結財務書類も作成することとしており、公営企業会計に移行しない公営企業にあつては、遅くとも平成29年度から統一的な基準(地方公会計)による財務書類等を作成することが必要です。 しかしながら、集中取組期間内における公営企業会計への移行に着手した公営企業にあつては、例外的な取扱いとして、地方公会計の移行期限である平成29年度までに公営企業会計への移行が完了しない場合であっても、統一的な基準(地方公会計)による財務書類等を作成しないことも許容されます。 (参考:「統一的な基準による地方公会計マニュアル・Q&A集」1-4)

(3) 経営戦略策定との関係

日付	番号	質問	回答
H31.3.29	1	経営戦略策定と公営企業会計の適用との関係を教えて下さい。	公営企業会計を導入することにより、経営成績(損益情報)や財政状態(ストック情報)などの経営状況をより的確に把握した上で、経営戦略を策定することが可能となります。 一方、経営戦略の策定自体は、公営企業会計の適用事業を前提としているわけではなく、公営企業会計の非適用事業であっても、経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより経営基盤の強化等を推進する観点から、平成32年度までの策定を要請しています。 なお、公営企業会計の適用移行段階における固定資産台帳の整備が概ね完了していれば、移行前に得られる収支情報により、経営戦略の一部を成す投資・財政計画は移行後のものと大きな差違を生ずることはないと考えられるため、経営戦略の策定については、公営企業会計の適用完了まで待つ必要はありません。

(4) 財政健全化法との関係

日付	番号	質問	回答
H31.3.29	1	会計基準見直しにより、企業債について、ワンイヤールールに基づき固定負債・流動負債に区分することとされていることから、これと同様に、これまで固定資産・投資で計上していた長期貸付金も、ワンイヤールールにより翌年度返還分を流動資産に区分し、資金不足比率の算定上も流動資産に含めるのでしょうか。	当初の貸付期間が1年超の長期貸付金であっても、時間の経過に伴い貸借対照表日の翌日から1年以内に期限の到来することとなった場合には、流動資産に振り替えることとなります。また、分割返済の定めがある場合に、貸借対照表日の翌日から1年内の分割返済予定額部分は流動資産に計上します。 資金不足比率の算定は実際の決算の額に基づいて算定することから、1年内返還予定分は流動資産に含めて算定します。 ただし、当初の貸付期間が1年超の長期貸付金で貸借対照表日の翌日から1年以内に期限が到来するものであっても、その金額が僅少な場合には、流動資産に振り替えずに投資その他の資産に計上することができます。
H31.3.29	2	打切決算を行うことによって地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)上の資金不足比率が発生しますが、出納整理期間があると仮定して資金不足比率を算定することは可能ですか。	資金不足比率は決算の数値に基づいて算定することから、出納整理期間があると仮定せずに算定します。
H31.3.29	3	地方公営企業法の適用に伴い複数の事業が統合して一つの会計となった場合、資金不足比率の報告は事業ごとに行うのでしょうか、会計ごとに行うのでしょうか。	資金不足比率の報告は特別会計ごとに算定して行います(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)第3条、第16条)。
H31.3.29	4	将来負担比率の算定に当たって、一般会計等からの繰り入れの割合は、3か年平均を用いることとされていますが、会計の統合を行った場合はどのように算定しますか。	原則は、統合前の会計の元利償還金の額と準元利償還金の額を合算して求めますが、統合後の将来負担比率が不当に大きくなるなど、統合前の数値から3か年平均をとることが適切でない場合には、統合後の数値を3か年平均とすることによって算定します。

新たなロードマップにおいて、現行の重点事業を含む全ての法非適用事業について公営企業会計の適用を要請することを踏まえ、公営企業会計適用の取組や当該取組に対する支援に要する経費等について、地方財政措置の拡充を行った

## 1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置

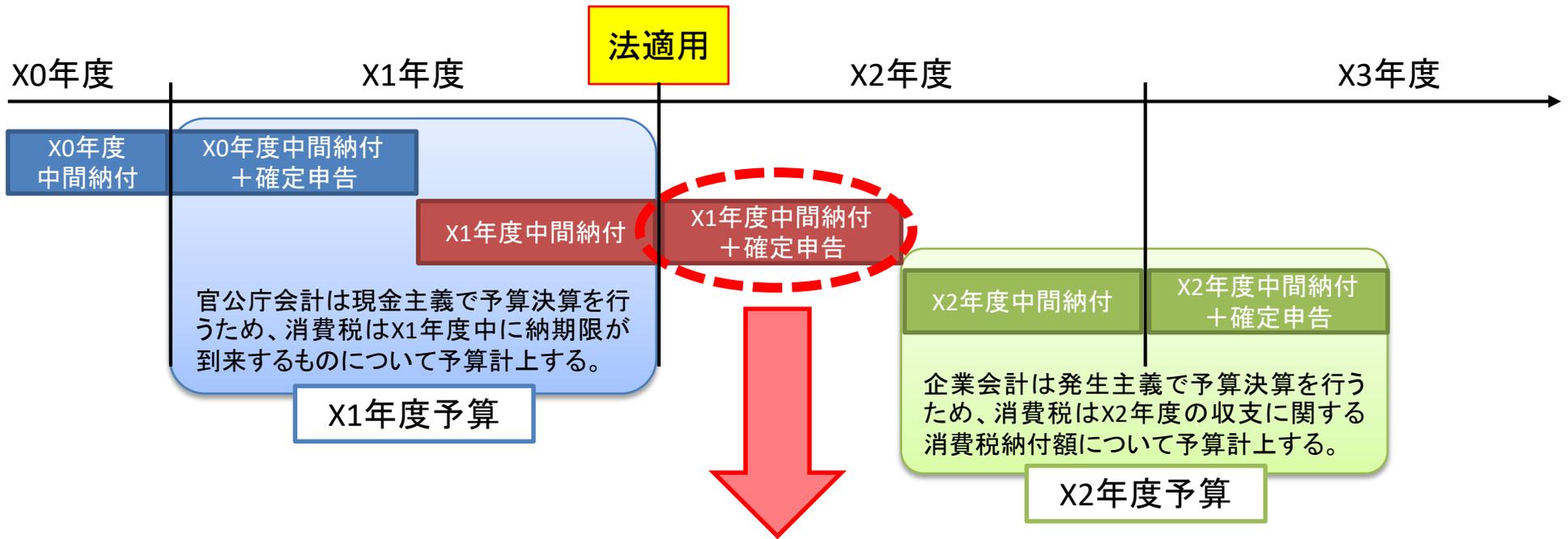
- 対象経費：地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費（基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費並びに財務規定等を適用した日の属する年度における会計処理及び財務諸表の作成に要する経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。）※「公営企業経営支援人材ネット事業」を活用した場合の、専門人材招へいに要する経費も含む
- 財政措置：
  - － 簡易水道事業[継続]：元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の100%に普通交付税措置
  - － 下水道事業[継続]：元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21～49%に普通交付税措置
  - － 上記以外の事業[新規]：元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置  
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 会計適用する対象期間：令和6年4月1日まで

## 2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置

- 対象経費：会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整（職員派遣等）、専門人材養成（研修実施費等）に要する経費
- 財政措置：普通交付税措置
- 対象期間：令和5年度まで

## 3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

- 概要：公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容：令和6年4月1日までに会計適用した事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施（会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算）



官公庁会計では予算化されないものであるから、特例的支出(納付の場合)又は特例的収入(還付の場合)とはせず、法適用初年度の費用として予算化する。

(例) X1年度の仮受消費税等1,000、仮払消費税等600(納付すべき税額400)、X1年度中に行った中間納付額220、X2年度に行う中間納付額110である場合

**【中間納付時】**

(予算経理) 特別損失 110

(仕訳) 特別損失 110 / 現金預金 110

**【確定申告時】**

(予算経理) 特別損失 70 ※

(仕訳) 特別損失 70 / 未払消費税等(又は現金預金) 70

※ 納付税額 = 確定申告の額 - 中間納付の額 = 400 - (220 + 110)